

# 指定地域密着型サービスに係る留意事項

## 2 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び 介護職員等ベースアップ等支援加算について

# 令和5年度「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」の提出期限等について

令和5年度に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する事業所は、「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」等を **令和5年4月15日** までに当組合へ提出してください。

※様式につきましては、当組合HPに掲載しています。 ▶[処遇改善計画書](#)

今回、厚生労働省において**様式が見直されております**ので、ご注意ください。

なお、届出にあたっては計画書のチェックリスト等をご確認いただき、記載内容の根拠となる資料等を適切に保管してください。

また、設定した賃金改善実施期間内に必ず当該年度の受給総額を上回る賃金改善を行ってください。  
(賃金改善実施期間終了月までに処遇改善に係る支払いを終えてください)

※当該加算を新たに算定する場合又は加算区分に変更がある場合には、別途加算届の提出が必要です。  
加算届の提出期限について、変更はありません。

	通常
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li><li>・ 地域密着型通所介護</li><li>・ (介護予防) 認知症対応型通所介護</li><li>・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護</li><li>・ 看護小規模多機能型居宅介護</li></ul>	加算を算定する前月の15日まで
<ul style="list-style-type: none"><li>・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護</li><li>・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li></ul>	加算を算定する月の1日まで